

東洋文庫所蔵の八思巴(パスパ)文字拓本

吉池孝一

1. はじめに

『東洋文庫所蔵中国石刻拓本目録』(以下、目録)の発刊はこの方面の研究にとってありがたいものであった。遅まきながら過日、この書によって東洋文庫に所蔵されているパスパ文字(以下、目録の表記に合わせて八思巴文字とする)に関わる拓本を見た。当該書には、2305、2320、2322、2331、2336、2337、2364の七種の拓本について記載がある。このうち、2320、2322、2331、2336の四種については、目録ができる以前のことであるが、竹越孝氏が対音対訳研究会(1996. 12. 25)で紹介したことがあり、その折のレジュメが手元にある。また当時は拓本の複写も可能であったようで、複写資料もみせていただいたので、四種についてはこれらに拠ることにして、今回はそれ以外の2305、2337、2364を調査した。未公表の碑額や偽刻と思しきものなど興味深い資料も出てきたので報告する。なお、パスパ文字は脚注の方式によってローマ字に翻字し提示する<sup>1</sup>。

2. 調査済みの四種について

目録に拠ると2320(請求番号はII-16-C-48)には以下の記載がある。

- ・2320 曲阜亜聖兗国公廟榜文(大徳10年2月榜)(漢文, 八思巴文字蒙文)

(元)皇慶1年8月3日

碑陽: 13行行字不等, 八思巴文字1行。1枚; 138×58cm。

碑陰: (大徳11年10月榜)10行行字不等, 八思巴文字1行垂拉伯文字2行。

1枚; 138×58cm。

目録で碑陽とするものは『北京圖書館蔵中国歴代石刻拓本匯編』49冊23頁の「兗国公廟礼部禁約碑」と同一であり、碑陰とするものは『北京圖書館蔵中国歴代石刻拓本匯編』48冊193頁の「兗国公廟中書省禁約碑」と同一であることが竹越1996により確認されている。

目録に拠ると2322(請求番号はII-16-C-84)には以下の記載がある。

- ・2322 代祀北鎮記(漢文, 八思巴文字蒙文)(元)延祐4年6月

碑陽: □□□鎮之記/(元)張起巖/文; (元)田良佐/書。23行行42字。

1枚; 194×107cm。

1 ローマ字右の漢字は伝統的な36字母。〈子音〉**𑖀** g 見 **𑖁** k' 溪 **𑖂** k 群 **𑖃** 疑 **𑖄** d 端 **𑖅** t' 透 **𑖆** t 定 **𑖇** n 泥 **𑖈** l 来 **𑖉** b 幫 **𑖊** p' 滂 **𑖋** p 並 **𑖌** m 明 **𑖍** f (𑖍 f1 奉 𑖍 f2 非敷。f1, f2の区別がない場合はfとする。1は旧濁音、2は清音。以下数字を用いるものは同様)、**𑖎** v 微 **𑖏** j 照知 **𑖐** č' 穿徹 **𑖑** č 床澄 **𑖒** ñ 娘 **𑖓** š (𑖓 š1 禪 𑖓 š2 審) **𑖔** ž 日 **𑖕** j 精 **𑖖** c' 清 **𑖗** c 從 **𑖘** s 心 **𑖙** z 邪 **𑖚** 影 **𑖛** h (𑖛 h1 匣 𑖛 h2 曉) **𑖜** γ 匣(合)、**𑖝** y (𑖝 y1 喻 𑖝 y2 幺(影)) **𑖞** ' 魚(喻) **𑖟** r **𑖠** q (半母音) **𑖡** ü **𑖢** i (母音) **𑖣** u **𑖤** i **𑖥** é **𑖦** e **𑖧** o とし、母音 a は補写する。

碑額：八思巴文字 2 行。1 枚；40×25cm。

碑陰：題名 19 行。1 枚；186×97cm。

碑陽は『北京圖書館藏中国歴代石刻拓本匯編』49 冊 57 頁の「代祀北鎮記」と同一であり、八思巴文字が刻された碑額は同書に未載であることが竹越 1996 により確認されている。碑額には 1 行目 tay-jhi-buè、二行目 jin-ji-gi とあり、竹越 1996 はこれを“代祀北鎮之記”と読んでいる。氏が見いだしたこの八思巴文字の碑額は『八思巴字與元代漢語』にも未載であり貴重な資料ということになる。なお、目録は八思巴文字蒙文とするが八思巴文字漢語文に改める必要がある。

目録に拠ると 2331(請求番号はⅡ-16-C-42)には以下の記載がある。

- ・ 2331 大元加封兗国復聖公制詞并大元追封兗国夫人制詞(漢文, 八思巴文字蒙文)

(元)至順 2 年 9 月 夫人制詞元統 3 年 5 月

碑陽：漢文 11 行行 20 字, 八思巴文字蒙文 10 行；夫人制詞 9 行行 20 字, 八思巴文字蒙文 8 行。1 枚；227×95cm

この拓本は『八思巴字與元代漢語』碑刻 15(図版 17)の「加封兗国復聖公制、追封兗国夫人制」と同一であることが竹越 1996 により確認されている。なお、目録は八思巴文字蒙文とするが八思巴文字漢語文に改める必要がある。

目録に拠ると 2336(請求番号はⅡ-16-C-63)には以下の記載がある。

- ・ 2336 加封顔子父母制詞碑(漢文, 八思巴文字蒙文)(元)元統 2 年 5 月

碑陽：大元加封顔子父母制詞。上段八思巴文字蒙文 11 行, 下段漢文 13 行行 17 字。1 枚；184×75cm

この拓本は『八思巴字與元代漢語』碑刻 16(図版 18)の「加封顔子父母制」と同一であることが竹越 1996 により確認されている。なお、目録は八思巴文字蒙文とするが八思巴文字漢語文に改める必要がある。

### 3. 拓本 2305 について

目録に拠ると 2305(請求番号はⅡ-16-C-1627)には以下の記載がある。

- ・ 2305 孔子廟学聖旨碑(八思巴文字蒙文)(曲阜)(元) 至元 31 年 7 月

碑陽：10 行漢文 3 行。1 枚；284×116cm。

碑額：2 行。1 枚；62×50cm。

目録は八思巴文字蒙文とするが八思巴文字漢語文に改める必要がある。碑陽の 10 行および碑額の 2 行が八思巴文字漢語文であり、碑陽の 10 行は『八思巴字與元代漢語』の 5.孔子廟学聖旨碑(図版 8)と同一。碑額には 1 行目に sŭen-yeu、2 行目に jëv-š2eu とあり、“宣諭詔書”と読める。この碑額は『八思巴字與元代漢語』には未載であり、貴重な資料ということになる。もっとも、碑額は別の紙を用いて採拓するのが普通である。この碑額も独立した別紙の拓本となっており、碑陽の拓本と一つの封筒に同封されている。したがって、いまのところは同一碑石の碑額拓本と碑身拓本とせざるを得ないが、両者の関係を内容よ

り推定し得ないこのような別拓の碑額については、碑石などで確認がなされるか、或いは対になった拓本が別に公表されるまでは、他の碑額が紛れ込んだのではないかという疑念を捨てきれない。なおこの拓本には“財團法人東洋文庫 昭和十二年四月廿四日”という楕円の所蔵印がある。

#### 4. 拓本 2337 について

目録に拠ると 2337(請求番号はⅡ-16-C-6)には以下の記載がある。

- ・ 2337 張氏先塋碑(漢文, 蒙文, 八思巴文字蒙文)(元)元統3年1月=至元1年

碑陽: 皇元勅賜故贈榮祿大夫遼陽等処行中書省平章政事柱国追封薊国公張氏先塋之碑/(元)尚師簡, 張起巖/文; (元)巖巖/書。39 行行 100 字。1 枚; 316×128cm。

碑額: 大元勅賜故榮祿大夫遼陽等処行中書平章政事柱国追封薊国公張氏先塋碑/(元)許師敬/書。4 行行 8 字(篆書 陰刻)。1 枚; 72×48cm。

碑陰: 蒙文 37 行。1 枚; 316×128cm。

碑陰額: 八思巴文字蒙文 4 行。1 枚 85×44cm。

目録は八思巴文字蒙文とするが八思巴文字漢語文に改める必要がある。目録に碑陰額の八思巴文字蒙文 4 行とあるものが八思巴文字漢語文である。これは『八思巴字與元代漢語』の附 6. 張氏先塋碑(図版 26)と同一。同書は、この八思巴文字漢語文を“大元勅賜故榮祿大夫遼陽等処行中書平章政事柱国追封薊国公張氏先塋碑”と読む。この読みは漢字篆書碑額の内容と同一ということになる。なおこの拓本には“財團法人東洋文庫 昭和十一年一月廿五日”という楕円の所蔵印がある。

#### 5. 拓本 2364 について

目録に拠ると 2364(請求番号はⅡ-16-C-1361)には以下の記載がある。

- ・ 2364 太禹王碑(八思巴文字蒙文)(元)附

碑陽: 11 行。1 枚; 113×50cm

目録は八思巴文字蒙文とするが八思巴文字漢語文に改める必要がある。拓紙は茶色。八思巴文字のみの拓本である。拓本の包紙には“大元八思巴文太禹王碑 河南省開封府存石 代価二円”とある。目録の拓本名は包紙の記述によったものであろうが、『八思巴字與元代漢語』の 14.加封孟子鄒国亞聖公制(図版 16)の八思巴文字漢語文と同一である。同書の拓本は上半分に八思巴文字漢語文、下半分に漢字漢語文という構成になっているが、拓本 2364 は八思巴文字漢語文のみとなっている。両者の内容は同一であるが、改行の際の字送り、及び玉璽をしめす小字の **bav** の位置が異なる。さらに拓本 2364 は、最終行の聖旨発行年月を 1 行目初頭と同じ高さまで抬頭する。

さて、拓本 2364 が加封孟子鄒国亞聖公制(図版 16)と同一内容であるのは何故であろうかと先ず疑義を抱くのであるが、この拓本にはさらに幾つか不審な点がある。すなわち、八

思巴文字の字形は碑文のものとしては稚拙であること、玉璽があることを示す **bav** は聖旨発行年月の横に刻すべきであるがこの拓本では聖旨発行年月の行の最下部にあること、及び聖旨発行年月を抬頭するなどということは他の聖旨には見られないことなどである。これらの点よりみて、拓本 2364 は、後代に板などに模刻し、しかる後に手拓した偽刻本であるとして大過ない。なおこの拓本には“財團法人東洋文庫 昭和十二年七月廿四日”という楕円の所蔵印がある。

#### 参考文献

- 羅常培・蔡美彪 1959. 『八思巴字與元代漢語〔資料彙編〕』, 北京: 科学出版社。
- 北京圖書館金石組編 1990. 『北京圖書館藏中国歴代石刻拓本匯編』(第 48, 49 冊), 河南省: 中州古籍出版社。
- 竹越 孝 1996. 「東洋文庫所蔵拓本目録(元代)」, 対音対訳資料研究会レジュメ(1996. 12. 25)。
- 東洋文庫図書部 2002. 『東洋文庫所蔵中国石刻拓本目録』, (財)東洋文庫。